
「有価証券の引受けに関する規則」(公正慣習規則第 14 号)等の一部改正について

日証協 平 15.9.30

本協会では、9 月 30 日の理事会において、「有価証券の引受けに関する規則」(公正慣習規則第 14 号)及び同細則の一部を改正した。

本協会では、同規則において、会員が引受けを行うに当たっては、個人投資家等への広く公平な消化を促進し公正を旨とした配分を行うよう務めなければならないとしており、そのため引受けを行うに当たっては、同規則に定める一定の場合を除いて、発行会社が指定する販売先への売付け（いわゆる親引け）を行ってはならないこととしている。

今般の規則改正は、会員による引受けと並行して発行会社が引受けを伴わずに株券等の募集、私募又は売出しを行う場合の親引け規制の取扱い等親引けに関する規定について所要の整備を図るとともに、その他の規定についても所要の整備を図るものである。

本規則改正は、10 月 1 日から施行することとした。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

「有価証券の引受けに関する規則」（公正慣習規則第 14 号）等の一部改正について

平成 15 年 9 月 30 日

日 本 証 券 業 協 会

．改正の趣旨

本協会では、「有価証券の引受けに関する規則」（公正慣習規則第 14 号）において、会員が引受けを行うに当たっては、個人投資家等への広く公平な消化を促進し公正を旨とした配分を行うよう務めなければならないとしており、そのため引受けを行うに当たっては、当該規則に定める一定の場合を除いて、発行会社が指定する販売先への売付け（いわゆる親引け）を行ってはならないこととしている。

今般、親引けに関する規定について所要の整備を図るとともに、その他の規定についても所要の整備を図るため、当該規則及び同規則に関する細則の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

．改正の骨子

○ 「有価証券の引受けに関する規則」（公正慣習規則第 14 号）及び同規則に関する細則の一部改正

(1) 新規株式公開に際して行う募集又は売出しにおいては、当該新規株式公開の日の前日まではグリーンシュエーションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない（当該新規株式公開の日からはグリーンシュエーションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができる）ことを明確にする。（第 7 条の 3 第 4 項）

(2) 発行者が指定する販売先への売付けを行う場合は、当該売付けの対象者、当該対象者への売付けが第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当する理由、当該対象者に対する売付け数量及び(3)の事項を発行者が発表資料で公表しなければならないこととする。（第 9 条第 3 項）

(3) 連結関係又は持分法適用関係にある支配株主の持株比率及び当該支配株主が取得することができる限度の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシュエーションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならないこととする。（細則第 4 条第 3 号）

(4) 発行者が指定する販売先への売付けが認められる要件の一つを、「業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するために必要な場合（当該業務提携及びそのために持株比率を維持しなければならない旨が契約書等（締結することが確実となっているものを含む）により確認できる場合に限る。）（優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合）」とする。（第 9 条第 3 項第 2 号）

(5) 発行者が指定する販売先への売付けが認められる要件の一つを、「株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の 10%を限度として従業員持株会を対象とするとき」とする。（第 9 条第 3 項第 3 号）

(6) 会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、発行会社が会員による引受けを伴わずに株券等の募集、私募又は売出し（発行会社以外の者によるものを含む。）を行う場合（グリーンシュエーションに係るものであるときを除く。）、引受けを行おうとする会員は発行会社に対し、割当先を第 9 条第 3 項各号又は第 4 項各号の範囲に限定するよう要請しなければならないこととする。また、この場合、第 3 条から第 7 条の規定に基づく会員による行為の対象には、会員による引受けを伴わない株券等の募集、私募、売出し（発行会社によるものに限る。）についても含むものとする。

（第 9 条の 2）

(7) その他所要の規定の整備を図る。

・ 施行の時期

この改正は、平成 15 年 10 月 1 日から施行することとする。

以 上

「有価証券の引受けに関する規則」(公正慣習規則第14号)の一部改正について

平成15年9月30日

(下線部分変更)

新	旧
(オーバーアロットメント) 第7条の3 (現行どおり) 2 ・ } (現行どおり) 3 4 証券取引所への上場(国内の他の証券取引所に既に上場されている銘柄及び店頭登録銘柄の上場を除く。)又は店頭登録銘柄としての本協会への登録(以下この項及び第14条第1号において「新規株式公開」という。)に際して行う募集又は売出しにおいては、当該新規株式公開の日の前日まではグリーンシューオプションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない。 (配分の公平化) 第9条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、発行者が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け。販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。)を行ってはならない。<u>なお、発行者が指定する販売先への売付けを行う場合は、当該売付けの対象者、当該対象者への売付けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該対象者に対する売付け数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表しなければならない。</u> 1 連結関係又は持分法適用関係にある支配株主がその持株比率を維持するために必要な場合(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合) 2 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するために必要な場合(当該業務提携及びそのために持株比率を維持しなければならない旨が契約書等(締結することが確実となっているものを含む)により確認できる場合に限り。)(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合) 3 <u>株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の10%を限度として従業員持株会を対象とするとき</u> 4 (現行どおり) 4 会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出	(オーバーアロットメント) 第7条の3 (省 略) 2 ・ } (省 略) 3 4 証券取引所への上場(国内の他の証券取引所に既に上場されている銘柄及び店頭登録銘柄の上場を除く。)又は店頭登録銘柄としての本協会への登録(以下この項及び第14条第1号において「新規株式公開」という。)に際して行う募集又は売出しにおいては、当該新規株式公開の日まではグリーンシューオプションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない。 (配分の公平化) 第9条 (省 略) 2 (省 略) 3 会員は、<u>引受けた</u>株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合(その事実を発表資料で公表した場合に限る。)を除き、発行者が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け。販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。)を行ってはならない。 1 連結関係又は持分法適用関係にある支配株主がその持株比率を維持するために必要な場合(優先出資証券の募集又は引受けを行うに当たっては、これに相当する場合) 2 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するために必要な場合(当該業務提携が契約書等により確認できる場合に限り。)(優先出資証券の募集又は引受けを行うに当たっては、これに相当する場合) 3 従業員持株会を対象とする場合(株券の募集又は売出しの場合に限る。) 4 (省 略) 4 会員は、<u>引受けた</u>不動産投資信託証券の募集

新	旧
しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合（その事実を発表資料で公表した場合に限る。）を除き、発行者が指定する販売先への売付けを行ってはならない。 1 （ 現行どおり ） 3 （ 現行どおり ） 5 （ 現行どおり ） <u>（引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い）</u> <u>第9条の2 会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、発行会社が会員による引受けを伴わずに株券等の募集、私募又は売出し（発行会社以外の者によるものを含む。）を行う場合（グリーンシュエーションに係るものであるものを除く。）、引受けを行おうとする会員は発行会社に対し、割当先を前条第3項各号又は第4項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。</u> <u>2 前項の場合、第3条から第7条の規定には、会員による引受けを伴わない株券等の募集、私募、売出し（発行会社によるものに限る。）に係るものを含むものとする。</u>	又は売出しを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合（その事実を発表資料で公表した場合に限る。）を除き、発行者が指定する販売先への売付けを行ってはならない。 1 （ 省 略 ） 3 （ 省 略 ） 5 （ 省 略 ） （ 新 設 ）
付 則	
この改正は、平成15年10月1日から施行する。	

「有価証券の引受けに関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成 15 年 9 月 30 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(過去に発行された株券等の状況) 第 2 条 (現行どおり) 2 1 } (現行どおり) 9 10 規則第 4 条第 6 項第 3 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等 (優先出資証券及び不動産投資信託証券を除く。) の募集の実施後、既に発行された新株予約権及び新株予約権付社債並びに新たに発行される新株予約権及び新株予約権付社債が全額行使された場合発行されることとなる株式数(以下第 4 条第 3 号において「<u>潜在株式数</u>」という。)を当該新株予約権及び新株予約権付社債発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。 (ブックビルディングの手続き) 第 3 条の 2 (現行どおり) 2 会員は、前項第 2 号に定める需要の調査において、他の会員との申告の重複を発見した場合には、当該他の会員と協議するものとする。 (配分の公平化) 第 4 条 規則第 9 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 (現行どおり) 2 規則第 9 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の 15%を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の取得をする場合を含むものとする。 3 <u>規則第 9 条第 3 項第 1 号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシュエーションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければなら</u> <u>ない。</u> 4 (現行どおり)	(過去に発行された株券等の状況) 第 2 条 (省 略) 2 1 } (省 略) 9 10 規則第 4 条第 6 項第 3 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等 (優先出資証券及び不動産投資信託証券を除く。) の募集の実施後、既に発行された新株予約権及び新株予約権付社債並びに新たに発行される新株予約権及び新株予約権付社債が全額行使された場合発行されることとなる株式数を当該新株予約権及び新株予約権付社債発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。 (ブックビルディングの手続き) 第 3 条の 2 (省 略) 2 会員は、前項第 2 号に定める需要の調査において、他の会員との申告の重複の有無を発見した場合には、当該他の会員と協議するものとする。 (配分の公平化) 第 4 条 規則第 9 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 (省 略) 2 規則第 9 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者の出資比率を問わず、当該募集又は売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の 15%を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の取得をする場合を含むものとする。 (新 設) 3 (省 略)

新	旧
5 規則第9条第3項第3号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株（発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に利益配当を支払うことを内容とする種類株をいう。）に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの（当該子会社連動配当株を取得するものに限る。）を含むものとする。 付 則 この改正は、平成15年10月1日から施行する。	4 規則第9条第3項第3号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株（発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に利益配当を支払うことを内容とする種類株をいう。）を発行するものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの（当該子会社連動配当株を取得するものに限る。）を含むものとする。

規則改正案に対するパブリックコメントと本協会の考え方について

(有価証券の引受けに関する規則「公正慣習規則第14号」等の改正について)

平成15年9月30日

本協会では、いわゆる親引けに関する規定等についての所要の整備について、9月12日から同25日までの間パブリックコメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見(計2件)及び意見に対する考え方は次のとおりである。

○ 従業員持株会が存在しない発行会社の従業員を対象とする親引け

従業員持株会への割当であれば、個々人の申込み(拠出)については協会のガイドライン等一定のルールが定められており、会社から独立した従業員持株会として加入者への配分の公平性等も確保されています。

一方、従業員持株会が存在しない発行会社の個々の従業員に対して親引けとして割り当てる場合は、個々の従業員の割当では発行会社にまかされますので、従業員への福利厚生の一環という立場や公平性といった観点を逸脱した恣意的な割当てが行われる可能性が懸念されます。また引受証券会社が対象者個々人の雇用契約の有無や割当に関する社内手続きの公平性等を個々に確認することは困難と思われます。

従いまして、規則の改正に当たっては、開示手当(項目の2.の公表の規則化)に加えて、恣意的な割当を排除するためのガイドライン等の制定が必要と考えます。

公開手続きの中において、従業員持ち株会の組成は、早期に実施すべき事項だと考えます。今回の改正は、従業員持ち株会がない場合は、個人に直接株式を販売することを認めておりますが、確かに直接個別個別の従業員に株式を渡す福利厚生形態も考えられるものの、その後従業員持ち株会を組成する場合の障害になる恐れがあります。

さらに、個人が均一に同一の株数を取得できるような証券会社の配慮があれば別ですが、そのあたりの証券会社の行為はどうもずさんで、特定の従業員に厚く配分されるなどの弊害も予想されます。

また、一部の中小証券が主幹事になった場合、そのような手続きが実際に行えるのかどうかの危惧もあります。

発行会社に対して、従業員持ち株会を組成するように指導している立場としては、今回の措置が、「持ち株会を作らなくても大丈夫」という方向に働く恐れがあることから、従来どおり従業員持ち株会に対してのみ、配分を認めるべきであり、個人で買いたい従業員は、自分でブックビルディングに参加すればよいと考えます。

本規則では、例外的に親引けを行うことが認められるケースを限定列挙しているが、これらは広く公平な消化を促進し公正を旨とした配分を行うという本来の趣旨を逸脱しないという前提において認められるものである。

この限定列举の一つに従業員持株会を対象とする親引けを掲げているが、今般の改正では、従業員持株会が存在しない発行会社においては従業員個人に対して親引けを行うことを可能であるとの解釈を行うことにより従業員持株会が存在する発行会社同様に従業員の福利厚生や自社株による資産形成の目的を達成することを可能にしようとしたものである。

しかし、寄せられたコメントにあるように、発行会社から従業員個人への割当てが恣意的なものになる可能性を排除できない中でこの解釈を行うと、本来の公平な配分等の趣旨を逸脱する親引けも認めてしまうことになりかねない。

このため、今回はこの内容の規則改正は行わないこととし、今後、恣意的な割当てを排除する手法を確立した時点で、再度、この内容の規則改正について検討することとする。

以 上